

令和5年度加古川市漁業者臨時支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格・物価高騰等の影響を受ける漁業者に対して、事業の継続を支援するため、令和5年度加古川市漁業者臨時支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号）に定めるもののほか、その交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 加古川市内で、漁業（漁業法（昭和24年12月15日法律第267号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を営む事業者
- (2) 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）による漁船保険（同法第143条の3に規定する任意保険を除き、令和5年3月31日以前に効力を失っている者を除く。以下「漁船保険」という。）に加入している者
- (3) 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）（以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- (4) 代表者及び役員並びに業務に従事する者が暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者又は暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）でないこと。
- (5) 令和5年度加古川市農業者臨時支援金交付要綱及び令和5年度加古川市畜産業者臨時支援金交付要綱に規定する支援金の交付を受けていない者

(支援金の種類及び額)

第3条 支援金の種類及び額は、別表1のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、令和5年度加古川市漁業者臨時支援金交付申請書（兼実績報告書兼請求書）（様式第1号）に、別表2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、交付することが適当であると認めるときは、令和5年度加古川市漁業者臨時支援金交付決定通知書（様式第2号）を、交付することが適当でないとき認めるときは、令和5年度加古川市漁業者臨時支援金不交付決定通知書（様式第3号）を申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告書等の審査により交付すべき支援金の額を確定し、その旨を令和5年度加古川市漁業者臨時支援金確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により確定した支援金の額が交付決定額と同額であるときは、支援金確定通知書を省略することができる。

（支援金の交付）

第6条 市長は、前条の規定により支援金の額を確定した後において、支援金の交付を決定した申請者（以下「交付決定者」という。）に対し、速やかに支援金を交付するものとする。

（交付決定の取消等）

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。

- （1）虚偽その他不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。
- （2）支援金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- （3）この要綱に違反する行為があったとき。

2 市長は、前項の取り消しをしたときは、令和5年度加古川市漁業者臨時支援金交付決定取消通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定に基づく取り消しにより交付決定者に損害が生じた場合であっても、その賠償の責めを負わない。

（調査等）

第8条 市長は、支援金の交付前又は交付後にかかわらず、交付に関し必要があると認めるときは、申請者又は交付決定者に対し、関係資料の提出を求め、かつ、必要な調査を行うことができる。

2 申請者又は交付決定者は、前項の調査等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（不当利得の返還）

第9条 市長は、第7条第1項の規定により支援金の交付決定を取り消した者に対しては、交付した支援金の返還を求めることができる。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第10条 支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年8月30日から施行する。
(失効)
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

【別表1】(第3条関係)

支援金の種類	支援金の額
基本額	2万円
加算額	令和5年4月1日から令和5年12月31日までの期間において、漁業に用いた燃料の購入量1リットルあたりにつき、95円に15パーセントの割合を乗じて得た額(小数点以下1位未満の端数は、これを切り捨てる。)を乗じて得た額の1/2の金額(上限98万円) 千円未満は切り捨てるものとする。

【別表2】(第4条関係)

令和5年度加古川市漁業者臨時支援金交付申請書(兼実績報告書兼請求書)に添付する資料
(1) 令和5年度に加古川市内で漁業を営んでいることを示す書類(出荷伝票や納品書の写し等) (2) 令和5年度に漁船保険に加入していることを証する書類(保険証券の写し等) (3) 令和5年4月1日から令和5年12月31日までの期間において、漁業に用いた燃料の購入量が確認できる書類(領収書の写し等) (4) その他市長が必要と認める書類